

重度障害者住宅設備改良費の助成を希望される方へ

- ☆ **事前申請が必要です。必ず工事を始める前に申請してください。**
- ☆ **この制度を一度利用すると5年間は申請することができません。**
- ☆ 介護保険の住宅改修費を利用できる方は **介護保険の利用が優先**です。
- ☆ 日常生活用具の住宅改修費（居宅生活動作補助用具）を利用できる方は **日常生活用具の利用が優先**です。

1. 重度障害者住宅設備改良費助成制度について

障害による生活上の困難を改善するための住宅設備の改良工事費用の一部を補助します。ただし、**住宅の新築、リフォーム、原状回復は対象になりません。**

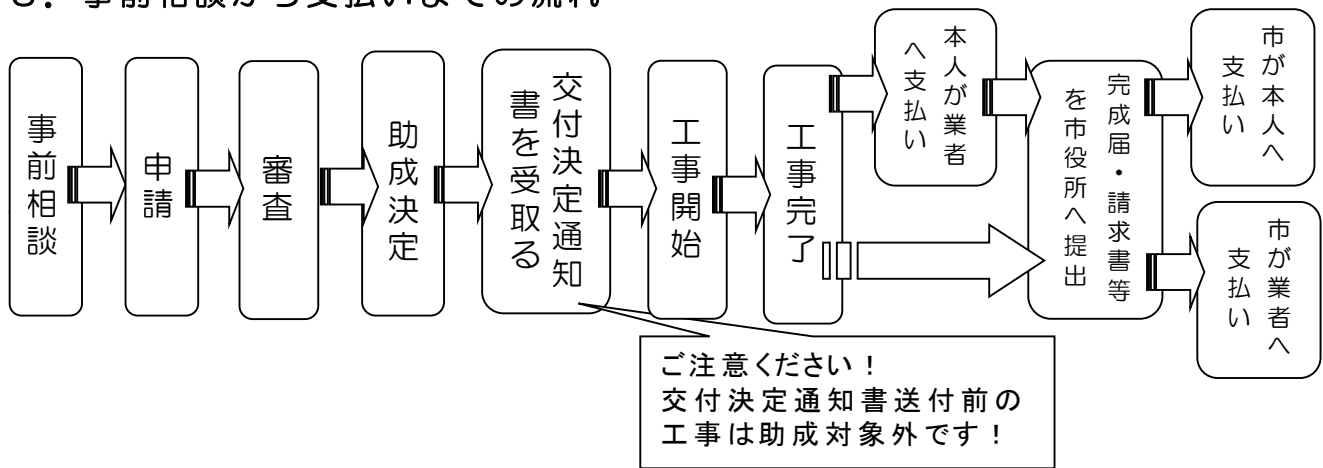
一般の住宅設備改修	①対象者	ア. 身体障害1・2級の手帳を持っている人 イ. 知能指数35以下の人 ウ. 身体障害3級の手帳を持っていて、 知能指数50以下の人
	②対象工事	障害者が日常生活を送るうえで、安全・快適で、 使いやすい住宅に改良する工事。認定されている 障害の種類によって、補助対象となる工事が変わ ります ⇒ 具体例は別記のとおり
	③補助限度額	40万円 (世帯の課税状況により補助金額が異なります)
天井走行式 移動リフト	①対象者	児童を除く、65歳未満の下肢または 体幹機能障害2級以上で移動が困難な人
	②対象工事	障害者が簡単な操作で、部屋と部屋の間を空間的 に移動可能にする天井走行式移動リフトの設置 工事
	③補助限度額	100万円 (世帯の課税状況により補助金額が異なります)
環境制御装置	①対象者	児童を除く、四肢機能障害2級以上の人
	②対象工事	障害者自身が、身の回りの電気製品や住宅設備な どを電氣的に遠隔操作ができる装置の設置工事
	③補助限度額	60万円 (世帯の課税状況により補助金額が異なります)

2. 補助金額について

補助金額は、世帯の所得状況によって異なります。

生活保護受給世帯・所得税非課税世帯	限度額以内×補助率 1 / 1
所得税が 24,000 円以下の世帯	限度額以内×補助率 3 / 4
所得税が 24,001 円以上 198,000 円以下の世帯	限度額以内×補助率 2 / 3
所得税が 198,001 円以上 1,500,000 円以下の世帯	限度額以内×補助率 1 / 2
所得税が 1,500,001 円以上の世帯	対象外

3. 事前相談から支払いまでの流れ



4. 申請に必要なもの（工事開始前）

- ① 身体障害者手帳または療育手帳
- ② 改良工事の**見積書と明細書**。明細書には工事仕様、材料費（規格・数量・単価）及び基本・付帯工事費について工事場所ごとに記入してください。
- ③ 改良工事の**図面**。住宅の間取り等が分かる平面図に工事場所を示したものの。
- ④ 工事前の**各工事場所の撮影日付入りの写真**。工事前の状態を確認します。
工事箇所がわかり、かつ、工事完了後と対比できるように撮ってください。

☆ 写真は、日付を写し込めるカメラで撮影したものか、日付を書いた紙・黒板等を入れて写したものにしてください。

- ⑤ 世帯全員の所得税の課税状況がわかるもの（転入の方のみ）
- ⑥ 住宅所有者の承諾書（本人・親族の持ち家である場合は不要です）。市営住や県営住宅の場合は「模様替申請」が必要になります。

※ なお、各工事場所について、工事前の状態を写真で確認できない場合又は内容の審査にあたって必要がある場合には、障害福祉課の担当職員が住宅を訪問し、現況を調査することがあります。

5. 改良費助成の決定及び工事開始の通知

申請書の内容を審査した結果、助成の対象となる場合は、補助金の交付決定通知書をご本人宛に郵送します。この交付決定を受けてから工事を開始してください。

補助金額は、世帯の課税状況により補助率は異なります。補助限度額の全額が交付されない場合がありますので、交付決定通知書にてご確認ください。

6. 当初申請した工事の内容に変更が生じた場合

工事内容の変更や中止等の場合は、すみやかにご連絡ください。変更後の内容に基づいた見積書や工事箇所の図面、変更申請書等を提出し、変更の決定通知を受け工事を開始してください。なお、変更申請書は当初の交付決定通知書に同封されています。

7. 工事完了後に提出していただくもの

- ① 工事完了届兼検査書（市指定書式）
- ② 工事後の各工事場所の撮影日付入りの写真。工事後の状態を確認します。
- ③ 工事内容の明細書。明細書には工事仕様、材料費（規格・数量・単価）及び基本・付帯工事費について工事場所ごとに記入してください。

【申請者が業者へ工事代金を支払い、申請者が市に助成金の請求を行う場合。
（償還払い）】

- ④ 業者が作成した本人宛の領収書原本
- ⑤ 申請者が作成した市長宛の請求書（市指定書式）

【申請者からの委任状により、業者が申請者に代わり市に助成金の請求を行う場合。
（委任払い）】

- ④' 業者が作成した市長宛の請求書（任意書式）
- ⑤' 委任状（市指定書式）

工事完了後、上記の必要書類を障害福祉課窓口に提出をしていただきます。
工事の実施及び工事金額を検査した後、助成金を指定口座にお振込みいたします。

なお、工事完了後の検査は、原則として各工事場所の撮影日付入りの写真と書類にて確認します。ただし、写真等に不備がある場合は、障害福祉課の担当職員が住宅を訪問し、工事後の状態について検査します。

※ 工事完了届・請求書・委任状等の用紙は、交付決定通知書に同封されます。

8. その他注意事項

介護保険の住宅改修費の支給を受けられる方は、介護保険での利用が優先となります。なお、介護保険を受けられる方とは、既に要介護認定を受けている方だけでなく、未だ要介護認定を受けていない、介護保険の第1号被保険者（65歳以上の被保険者）の方及び第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）であって16の特定疾病に該当している方も含みます。

したがって、上記の方が介護保険の住宅改修の利用ができる場合は要介護認定調査を受けずに、重度障害者住宅設備改良費助成の申請を行うことはできませんので、ご注意ください。

日常生活用具の住宅改修費（居宅生活動作補助用具）を利用できる方は日常生活用具の利用が優先となります。なお、日常生活用具の住宅改修（居宅生活動作補助用具）の支給決定は一度しか受けられません。また、日常生活用具と重度障害者住宅設備改良費の助成の制度が両方利用できる場合、住宅設備改良費のみの利用はできませんので、ご注意ください。

介護保険もしくは日常生活用具と重度障害者住宅設備改良費の両制度を利用される場合は、介護保険もしくは日常生活用具の限度額まで利用していただきます。

重度障害者住宅設備改良費の助成についてのご相談・お問い合わせは
横須賀市役所 民生局 福祉こども部 障害福祉課
(TEL) 046-822-8249 (FAX) 046-825-6040

重度障害者住宅設備改良費助成の対象工事の具体例について

- ☆ ここに記載された工事内容は、モデルケースです。障害の内容により補助の対象になる工事は異なります。ご不明な点は市役所障害福祉課にお問い合わせください。外階段の手すりや玄関の外の改造工事についても、所有地の敷地内であれば補助の対象となります。

1 肢体不自由（下肢・体幹障害）

- ① 手すりの取付け及び付帯工事
- ② 床段差の解消及び付帯工事
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更及び付帯工事
- ④ 和式便器から洋式便器等への便器の取替え及び付帯工事
ただし、特殊便器（シャワー付トイレ等）への変更は、上肢の障害がなければ不可。
- ⑤ 昇降便座の取付け及び付帯工事
- ⑥ 浴槽の変更及び付帯工事（湯沸器や給湯器に関する工事を含む）
- ⑦ 車いす等での動作を容易にするために洗面台やキッチンの構造（高さ調整や下戸棚の撤去など）を変更する工事及び付帯工事
- ⑧ 車いす等での移動を円滑にするための、出入口の開き戸を引き戸へ変更する工事や既存の出入口の拡大工事。
- ⑨ 車いす等での移動の範囲を拡大するための居住等の増改築工事
- ⑩ エレベーター・階段昇降機・段差解消機等の機器の設置及び付帯工事

2 肢体不自由（上肢障害）

- ① 引き戸等への扉の取替え及び付帯工事
- ② 既存便器を特殊便器（シャワー付トイレ等）への変更及び付帯工事
- ③ 水道の蛇口等をレバー式のものに変更する工事及び付帯工事

3 視覚障害

- ① 手すりの取付け及び付帯工事
- ② 床段差の解消及び付帯工事
- ③ 浴槽の変更及び付帯工事
ただし、浴槽を底の浅いものに変更し、浴室の床との段差を解消する場合に限る。
- ④ 湯沸器（給湯器）の変更及び付帯工事
ただし、障害者本人が自ら操作できるように音声を発する機器に限る。

4 心臓機能障害

- ① 手すりの取付け及び付帯工事
ただし、階段の昇降等、移動の際の心臓への負担を軽減するものに限る。
- ② 浴室等と居室との温度差を軽減するための機器の取付け及び付帯工事
- ③ エレベーター・階段昇降機等の機器の設置及び付帯工事

5 じん臓機能障害

- ① 手すりの取付け及び付帯工事
ただし、糖尿病の合併症等の理由により歩行が困難な場合に限る。
- ② 居室等への洗面台（水道施設）などの設置及び付帯工事
ただし、自宅で腹膜透析などを行う場合に限る。

6 知的障害

本人が安全に在宅生活を送るために必要な工事に限る。